

地域社会における公害経験の意味と普遍化

藤 川 賢

1 はじめに

ゲマインシャフトからゲゼルシャフトへという言葉に象徴的にあらわされるように、近代化論において地域社会は基本的に衰退するものとして位置づけられてきた。その中で環境問題に関する議論においては、地域社会に特別の重要性が与えられている。日本の環境社会学調査の嚆矢と言われる安中調査も鉱工業の展開による影響を比較する地域調査の一環であった⁽¹⁾。足尾鉍毒事件以来、ほとんどの公害問題が特定の地域に発生し、地域社会の衰退そのものが原因の一つとされるものもあることを考えれば不思議ではないが、住民運動や地方自治、コミュニティの再編は、環境問題解決へのキーワードとされることも少なくない⁽²⁾。

反グローバリズムや市民運動論等の主張とかかわって「地域」をより積極的に位置づけようとする主張も、一貫して存在する。内発的發展論や生活環境主義もその一つとして数えられるし、「新しい共有地（コモンズ）」（エステバ1996：36）、「コスモポリタンローカリズム」（ザックス2003：140）、「グローカリズム」（寺田2001：247）等の言葉も具体的な「場所」を重視するものである。

これらの議論には、もちろん連続する面もあるが、他方で、現実の一集落から理念的なものまで地域社会の定義は多様になりえる。この曖昧さは、しばしば、保守から革新まで地域と環境に関する議論の幅を広げると同時に⁽³⁾、そ

の目標の再考を促してもいる。誰が何のために地域の存在を重視し、また、どのように地域の役割を強化ないし維持できるのか、という疑問である。

この疑問は、二つの点で被害と格差にかかわっている。一つは、地域内における差別や格差の存在である。被害構造論にも示されるように（飯島1984 [1993]）、公害は環境面でも社会的にも地域全体の被害であるが、他方で、地域はしばしば被害者にとって差別や偏見を受ける場となる。地域の範囲をどう設定するかという課題もさることながら、地域は、どれほど狭い範囲に限定しても、常に一体的なものとして設定することはできない。三島市、沼津市、清水町の住民によるコンビナート建設反対運動などの事例は存在するものの、地域社会が常に環境保護を優先してきたとは言えない。

もう一つは、地域間の格差にかかわる。地域の重要性や団結への主張は、多くの場合、より弱い立場に置かれたところで起きる。反グローバル化への主張では中南米が重要な舞台となり、日本国内では大都市より地方で地域や自治体への注目が大きい。清掃工場建設などをめぐって都市の一部で自治会をあげた運動が展開されることもあるが、概して言えば、こうした団結は、諸個人には対応しきれない課題が生じたときになされる。だとすれば、理念的にも、地域社会は近代におけるマイノリティのものなのだろうか。

本稿は、それに関連して、公害経験を共有する場としての地域社会の可能性について、考察しようとするものである。団結や地域での取り組みが困難に立ち向かう弱者にとってのみ必要なものならば、問題解決とともにその意義は薄れ、全体としての地域社会の衰退傾向は続くだろう。だが、こうした困難や取り組みの記憶が共有され、地域での取り組みが継続すれば、それに歯止めをかけることになる。では、グローバリズムや産業主義などの理念的な批判とは別に、地域を重視する各地に固有の契機があるのか、また、それはどのような普遍性をもちえるのかというのがここでの基本的な疑問である。本稿は、出発点での試論に過ぎないが、具体的な地域の経験がもつ意味について、地域内・地

域間の格差との関係を中心に検討していきたい。

以下、＜2＞では、イタイイタイ病（以下、イ病と略）の被害地域で続く発生源対策について紹介する。イ病原告団は、訴訟後、加害企業の三井金属および後に分社化した神岡鉱業との協定に基づき、企業と住民および支援科学者・弁護団の協力による公害防止に努めてきた。その成果として神通川のカドミウム濃度は自然界と同じ値にまで下がりつつあり、世界的な注目を集めている。その取り組みの経緯を見ながら、イ病問題が地域の中でどのように伝えられてきたのかを確認する。続く＜3＞では、北九州市のエコタウン事業における公害経験との関係を取り上げる。同市では、自治体を中心とする公害対策が大きな成果をあげ、「環境首都」と呼ばれるまでになっている。そこでの公害経験と地域社会の関係を見ていく。

それらを踏まえて、＜4＞では、地域社会と環境問題に関する先行研究に言及する。「環境再生」をめぐる議論などを手がかりに、リスク社会における環境問題への関心の高まりが地域社会の再考とどのようにつながるか、考察したい。発展とリスク拡大との間で揺らぐ現代社会において、理想と現実をつなぐ試験的な場としての各地の経験をどこまで共有できるだろうか。＜5＞では、筆者自身がこれから公害経験に関する調査を継続するにあたって、地域の環境への取り組みにおける被害や格差への視点の意味について整理し、むすびとする。

2 公害経験にかかわる地域社会の活動—神通川流域発生源対策の事例

(1) 神通川流域における取り組みの経緯

公害による重篤な健康被害は、さまざまな生活被害の上にあられる。イ病も例外ではなく、健康被害が明らかになる以前から長い農漁業被害の歴史があった。発生源となる神岡鉱山周辺での被害は19世紀にさかのぼり、神通川下

流域での農漁業被害も1900年前後から目に見えるようになった（渡辺他2004：88）。雨の後などに川が白濁すると川の魚が弱り、その水を受けた稲の成長が止まる。白濁を上流にたどれば神岡鉱山に行きつくことから、地域の人たちの目にもその因果関係は明らかであった。流域では戦前にも戦後にも自治体や農協などによる対策団体が組織されている。だが、その活動の成果は薄く、農業被害はなかなか改善されなかった。また、イ病が明らかになってからも農業被害と健康被害が同じ発生源によるものだという認識は、1961年の吉岡金市博士の報告まで待たなくてはならなかった（吉岡1961）。すでに記述したことがあるが（飯島他2007）、農漁業被害は鉱工業の経済性との関係において軽視されやすく、健康被害はしばしば被害者自身によってすら認識されないという被害潜在化の過程が見られたのである（飯島1984 [1993]）。

四大公害訴訟に代表される1970年前後の全国的な公害認識の高まりによって、環境汚染による健康被害への地域的な関心は強化されていくが、経済性の重視と、それが被害者への差別や被害の潜在化を生む状況は、その後も継続した。おそらく現在でも完全にはなくなっていないだろう。したがって、イ病訴訟の提起以降も、被害住民にとって公害を地域の問題として共有することは被害根絶に向けた重要な課題だった。そして、四大公害訴訟の中でもイ病に関連する神通川流域の取り組みは随一といってもよい成果を挙げており、それは、訴訟以前の農業被害軽視とは好対照をなしている。

訴訟原告団の「イタイイタイ病対策協議会」（以下、イ対協と略記）とイ病弁護士団は、被害者運動と地域との協同性を高めるためにさまざまな努力を行った。訴訟やその後の企業との協定に関する点で言えば、次の三点がある。第一には、裁判に参加しなかった被害者も原告と同等の補償を受けられるようにしたこと、第二に、イ病の背景でもある農業被害の根絶を目標とし、そのために、原告団とは別の組織をつくったことである。イ対協は、従来の鉱害対策組織をカドミウム問題への運動の先輩として評価し、それを尊重しながら地域団体の

結成を呼びかけた。その結果、イ病被害の中心地における「熊野地区鉍毒対策協議会」を皮切りに、「鶴坂地区公害対策協議会」「速星地区公害対策協議会」「富山市新保地区土壤汚染対策協議会」「婦中町宮川地区鉍害対策協議会」「神明地区鉍害対策協議会」が結成された。これらの地区は旧村に対応し、構成するのはカドミウム汚染田の所有者である。もちろんイ病被害者家族も多く含まれているものの、どちらかといえば自治会との重なりの方が大きく、土壤復元に際しては、土地改良区とも密接な関係をもった。そして、第三に、これらの協議会の連合体である「神通川流域カドミウム被害団体連絡協議会」（以下、被団協と略記）を中心とする発生源対策を行ったことである⁽⁴⁾。

(2) 発生源対策継続の意義

訴訟後の認定患者に対する原告と同等の補償は熊本や新潟の水俣病訴訟でも見られ、発生源対策のための立ち入り調査権は四日市公害訴訟後の協定にも存在した。その意味ではこれらの方針がイ病独自のものとは言えない。ただ、いわゆる未認定問題を通じて認定患者の運動と未認定患者の運動が分離した水俣病や、立ち入り調査が早々に形骸化した四日市公害に比べて、イ対協に特徴的だったのは、運動団体が地域組織としてうまく機能したことによって、訴訟後に発生する患者の救済、予防のための住民健診、地域環境の改善（土壤復元）、発生源対策の継続を可能にしたことであろう⁽⁵⁾。

もちろん、この問題について地域が最初から一枚岩だったわけではない。上流部で神岡との関係も深い大沢野地区などでは被害者への偏見も強く、公害対策協議会もつくられなかった。激甚地でも被害者への差別は後々まで存在したし、周囲の状況を見つ議論を重ねた末に協議会がつけられた地区もあった。とはいうものの、婦中町が富山県の異議に抗してイ病訴訟原告に向けて100万円を支援したように、全体的には、被害者を応援する基盤があったと言える。イ病被害者運動のリーダーたちは、その中で、地域がカドミウムと縁を切るこ

とが大事だと、訴訟への理解と応援を求めたのであった。

発生源対策において被団協が中心となることは、いくつかの重要な意味を持った。第一に、かかわる人数を増やせることである。発生源対策の具体的な活動の中心は、定期的な水質調査と年数回の専門立ち入り調査、および、夏の全体立ち入り調査であるが、全体立ち入りには、科学者や弁護士と各地区代表の住民あわせて約100名が参加する。関連して、第二に、それが地域の総意につながることである。住民代表には、専門委員などとして例年参加する方もいるが、地域ごとに交代する数も多い。各地区の協議会では、人選にあたって、自治会の会長、副会長には一度は参加するよう依頼するなど、地域がカドミウム問題に関心をもってもらえるよう努めている⁽⁶⁾。したがって、地域にとっても企業にとっても、立ち入り調査は、被害者代表というより地域住民の代表によるものとして位置づけられる。

そして、第三に継続である。イ病訴訟の原告となった方々はすでになく、原告団の中心となった方々も高齢になりつつある。イ病の記憶も、色濃く残っているとは言いがたい。その中で、40年近くにわたる発生源対策を続けてこられたのは、それが地域的なものになっているからであろう。発生源対策の全体立ち入り調査の前日には、ほぼ全参加者が集合する事前説明会が行われ、イ病の歴史や立ち入り調査の意義などを復習した後、翌日の重点課題などについて勉強することになる。専門立ち入りを含めて、関係者の努力に支えられて、こうした継続が可能になっているのである。

これらの効果は、現実の環境における数値となって表れている。神通川のカドミウム濃度は自然界値近くまで低下している。神岡鉱業は、鉱業界では世界初の無公害企業をめざすことを言明し、近年の立ち入り調査では、他の排出物や大災害時に関する対策を視野に入れた議論が行われている。排出基準を守っていればよいというのではなく、完全無公害をめざして住民にも納得の行く対策を求めることができ、また、それが企業にとっては先進的な環境対策になる

ことが認められる。その緊張感のある信頼は、企業と地域住民との関係として世界的にも着目されている⁽⁷⁾。

(3) 公害経験の継続と普遍化

今、イ病住民運動は一つの転機を迎えている。長く続いた土壌復元工事もほぼ完了し、2011年には汚染対策の指定解除が予定されている。これまでイ対協だけが担ってきたイ病資料の保存と展示についても、富山県が公設資料館建設に前向きの姿勢を示すようになった。世代的にもイ対協を設立以来ささえてきた、原告患者の子どもである小松義久名誉会長たちが80代を迎えつつある。今まで一つずつ眼前の山を越えるように進んできた運動が、これからはより永続的なものをめざすことになる。

公設資料館などによってイ病の経験が今までより広く共有されていく過程は、イ病の激しい被害を目の当たりにした人から、その記憶が薄い人へと担い手を移していく、一種の普遍化である。だが、イ病の歴史を単純に客観的な知識や資料に還元してしまえば、部外者の視点で被害者の生活の一部のみを記録し保存しようとする「博物館学的欲望」の対象にされるおそれがある(脇田2007:134, 荻野2002)。住民運動が進めようとしているのは、そうではなく、発生源対策などで実践しているように、直接には被害の記憶をもたない人々が被害者の代表として行動できるような社会をつくることだと考えられる。今後、それが被害地域から富山県全域あるいは国内外へとどう拡がっていくのか、また、外部の人間がそこにどこまでかかわれるのか、問われることになるだろう。

こうした継続と普遍化が重要なのは、イ病は現在も発生しており、決して過去の病気ではないからである。イ病の初期症状に相当するカドミウム腎症の救済や、イ病認定のあり方は今日でも重要な運動課題である。他方ではイ病を過去の問題と考える人も増えて、住民検診の受診率なども下がっている。イ対協は、判決後も新たに発見されるイ病被害者の認定・救済やイ病拡大の予防、医

学研究の進展等、カドミウム問題全般に関して、被害者の立場からの発言や行動をくり返している⁽⁸⁾。イ対協の会員はイ病被害者家族であるから、認定以前の発見患者や予防のための健康診断は、厳密にはイ対協の会員のための活動ではないが、医学研究等を含めて、広い意味での被害者救済を求めることが認定患者の救済にもつながるとして、原告団から被害住民代表へと、イ対協は、いわば活動の普遍化を行ってきたのである⁽⁹⁾。今後は、主張の理解者を求めるためだけでなく、活動を継続する担い手や関係者を広げるためにも、公害経験の共有と普遍化が求められているのだと言えるだろう。

3 北九州市の公害対策とエコタウン事業

公害の歴史にかかわる地域の環境事業としては、水俣市のリサイクルへの取り組みを中心とする環境先進都市づくりなど多くの種類があるが、その一つとして、エコタウン事業との関連を見ることができる。エコタウン事業の主旨自体は地域の歴史と関係ないが、新たな地域産業の形成と循環型社会形成にかかわる環境への関心が重なるためか、川崎市、水俣市、大牟田市など、エコタウン事業を進める都市には、かつて公害問題を経験した地域が多い。中でも『煙を星にかえた街』と呼ばれる北九州市は（四方1991）、公害克服から環境創造への経験を世界に伝えられるほど普遍的なものにした代表例と言える。ここでは、その地域と環境の関係について見てみよう。

(1) 北九州市の公害対策における経緯

北九州のエコタウン事業は、公害克服の歴史の上に成り立っていると言われる。だが、その歴史については、一方で「北九州市の反公害運動は、“産・官・学”がそろって“民”に協力した世界でもきわめて珍しい例である」（末吉2008:4）と書かれ、他方では「婦人会の公害反対運動が着実に成果をあげ、市民の世論

が高まってくると、いろいろな干渉と妨害がおこりはじめた」と書かれるように（林1971：218）、やや不分明なところがある。現実にも両方の側面が存在したことは想像に難くないが、その経緯はどのようなものだったのか、簡単に見ておこう。

八幡製鐵所に始まる北九州市の公害は戦前にさかのぼり、1950年代から1960年代にかけて戸畑区の婦人会を中心に公害への取り組みが盛んに行われていた。煤塵や煙の量を測定し、ぜんそく欠席児童の数を調べ、自治体や企業にも働きかけた。その成果のいくつかは全国的にも報道され、地域の企業や行政も少しずつ耳を傾けてはいた。それは地道で有効な手立てではあったが、行政の取り組みは遅かった。市役所のまとめにも、「公害行政は次第に進展してきたのであったが、公害の量的、質的な拡大、激化を防止するまでには至らず、効果的な対策は、結局、昭和45年末の公害国会まで待たなければならなかった」と書かれている（北九州市公害対策局1981：6）。水質や大気環境が改善されたのは1980年ごろで、大気汚染の経年変化は他の工業都市とそれほど変わらない。

関連して述べれば、訴訟にまで発展した四日市や西淀川、尼崎などの事例に比べて、北九州市の公害問題では住民と企業や行政との対立がうすい。被害者救済や児童の健康対策についても、行政が主導している。その経緯についてまだ明らかにできてはいないが、四日市訴訟ではコンビナートに隣接しながらも漁業を主たる生業としていた磯津地区から原告団が構成されたのにたいして、戸畑区の婦人会は企業勤務世帯の主婦を中心としており、その活動は、企業から「飼い犬に手をかまれた」と言われることもあったにせよ（林1971：95）、おのずから抑制されていたのであろう。

したがって、地域の取り組みは行政を中心に行われ、自治体にとっても公害対策はある意味で日常的な業務になっていったのではないか。北九州市が「環境」を前面にだすのは1990年に国連環境計画から「グローバル500」を贈られ

て以来だという（末吉2008：6）。そして、環境を重視した地域計画がエコタウン事業に結びつくことになる。

（2）産業開発と環境対策の同時進行

北九州市エコタウン事業の淵源はもう一つある。それは公害対策と並行する時期につくられた埋め立て地における遊休地の活用である。北九州市の北部を占める旧若松市は、石炭積出基地として発展したが、石炭産業の衰退を前に、日本海に面した響灘地区の大規模開発を打ちだし、1958年に官民共同の「若松市北海岸埋立促進期成会」を設立した。それを継承して北九州市合併10年後の1973年にできた第三セクター「ひびき灘開発株式会社」では、北九州市が出資比率で49%を占め、福岡県2%の他、新日鉄など地域の民間企業も多数出資している（北九州市1998：188）。公害拡大への懸念から地元では反対運動も起きたが、当初の構想より規模は縮小し、環境アセスメントなどの配慮は行われたものの、埋め立て事業は着実に進み、すでに2,000haが埋め立てられている。

この開発は、「八幡の公害」の時代からエコタウン事業への経緯において重要な位置を占めると考えられる。第一に、日本海沿岸部の大規模工業用地により、公害の中心であった洞海湾周辺の住工隣接状況が改善された。大気汚染の改善や洞海湾の浚渫など、企業と行政による多くの技術対策が北九州市の公害対策の基幹であったことは間違いないが、住宅と工場の両方を移転させることで住工を分離し、産業と環境の両立をはかることも重要な対策であった。

第二に、上述のように響灘地区の未売却用地の活用が、エコタウン構想をもたらす一因であった（末吉2002：13）。石炭と鉄からの産業構造転換という点でも、北九州エコタウン事業は、産業と環境の両立をめざすものだったのである。関連して、第三に、響灘地区に存在する処分場が産業廃棄物を受け入れられることは、リサイクル施設の集積にとって重要な利点だった（同書：14）。現在では、サーマル・リサイクル関連施設の整備などによって最終処分される

廃棄物量は大幅に減少しているが、最初の検討が始まった1990年前後には管理型処分場の重要性は大きかった。関連して言えば、エコタウン事業が住宅地から大きく離れた埋め立て地で行われたことは、リサイクル原料となる廃棄物の集積にたいする住民の不安を軽減したと考えられる。

現在、北九州では、響灘コンテナターミナルを建設し、約500haの埋め立て事業を進めているが、今なお響灘地区では493haの未利用地が新規企業立地を待っており、他方、こうした開発については、若松区の住民などを中心に「ひびき灘をゴミ捨て場にするなの会」が結成された。また、2005年11月には産廃埋め立て地での不適正処理の捜査が行われたという（中村・佐無田2006：186-187）。北九州市エコタウン事業の先進的な技術や、廃棄物対策としての成果は言うまでもないが、他方で、それが問題と隣接していることも事実である。

(3) エコタウン事業と地域社会

ここまで北九州市のエコタウン事業について見てきたが、環境対策と新たな産業振興との結びつきが同市においてとくに強いというわけではない。近年のPCB処理施設立地における住民説明の経緯などを見ても、また、エコタウン地域外での取り組みを見ても、北九州市の環境への配慮は、全国のエコタウン事業の中でも最高級のものと言えるだろう。ここで北九州市の事例を取り上げたのは、公害が問題となった都市における環境産業の立地にはある種の共通性が感じられるからである。川崎市、大牟田市など、エコタウン事業地にはかつて大気汚染が問題となった工業都市が多いが、その時間的経緯や内容が似ている一方、大気汚染対策とリサイクルを中心とする産業との間の技術的な結びつきは薄い。北九州市における洞海湾浚渫など各地に独自の対策は存在するものの、1970年代の全国的な排出基準強化を受けて企業が脱硫装置を装着して硫黄酸化物の濃度は大幅に下がり、他方で、窒素酸化物については今も時間によって環境基準を達成できない地点を残すという状況は、多くの重工業地域に共通

する。各地のエコタウン事業の特色は、環境に関する対策の歴史の違いによってではなく、立地企業が手がける設備や技術の違いに由来するところが大きいのではないかと思われる。これは、エコタウン事業には、各地に固有の環境対策の必要より、やはり全国共通の産業の空洞化に関連する経済的な要請の方が強かったのではないかという疑問にもつながる。

さらに、今後大量リサイクル社会の到来により原料確保や再生品販売の競争が激しくなれば、再び経済的要因が重視され、かつて公害を経験したのと同じ地域を舞台に、環境に関する地域格差が再び発生する懸念がある。実際、川崎市の環境再生にかかわるエコタウン事業についても、生産行為をグローバルな環境命題に対応できる構造に転換することを目的としていたものが、事業選定の段階になると、収益性のあるリサイクル事業が重視されていくことが指摘されている。

「できるだけ廃棄物・資源の連関を考えようとしているが、基本的には、臨海部立地企業の雑多な副生成物の共同資源化事業団地である」（佐無田2002：186）。

前節で見た神通川流域の発生源対策は、イ病被害の経験があったからこそ生まれたものであった。その関係は明白だが、他方で普遍化には課題があり、他地域で同じ対策を取ることは難しく⁽¹⁰⁾、富山でも継続のためには関係者の努力が求められている。それにたいして、北九州市の事例は、外国にも伝えられるほどの普遍性を持つ一方⁽¹¹⁾、公害経験がどこまで活かされているのかという関係性は、技術対策を除くとはっきりしない。北九州市の場合には市の占める役割が大きく、また、企業と地域の歴史的な関係も強いが、それでも、たとえば新興の埋め立て地である響灘地区が中心となるように、エコタウン事業における地域と事業との関係は曖昧である。

では、公害経験を伝え、将来に活かす主体として、地域にはどのような意味があるのだろうか、次節では先行研究を通して考えてみたい。

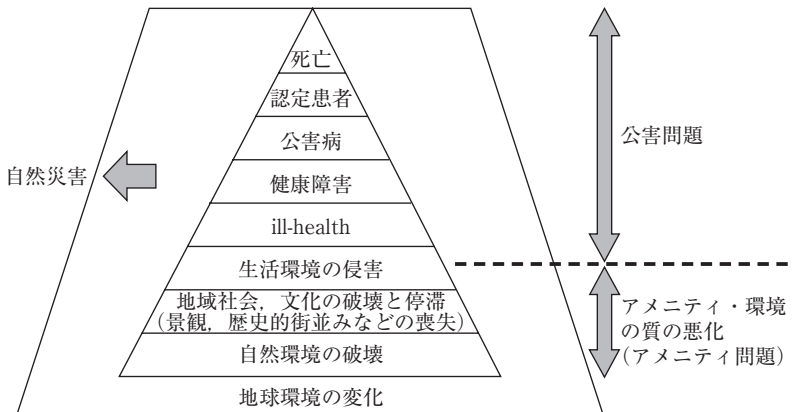
4 公害経験と地域社会

(1) 地域の被害と環境再生

公害経験を継ぎ社会的に活かすための基盤として地域社会が重視される理由を実証的に明らかにしてきた一連の議論として「環境再生」に関するものがある。地域主義や内発的発展論など先行する議論に比べて、環境再生の考え方がより明確に示しているのは被害とのかかわりである。

環境問題の全体像を図にすると、重篤だが被害者数は少ない公害病を頂点とし、その下に、比較的軽症で多数の健康被害が置かれ、さらにその下に、身体的以外の被害が広がる三角形が描ける（図1）。宮本憲一氏は、それらを「生活環境の侵害」「地域社会、文化の破壊と停滞（景観、歴史的街並みなどの喪失）」「自然環境の破壊」として示し、「生活被害の変容」を境として公害問題とアメニティ問題が連続していることを示した（宮本2007：111）⁽¹²⁾。

図1 環境問題の全体像（被害のピラミッド）



出典：宮本憲一『環境経済学（新版）』岩波書店 2007年，111頁

この図にそって、公害問題解決のために地域全体のアメニティ改善を求めるのが、環境再生の基本的な考え方である。その出発点に位置づけられる「包括請求論」は⁽¹³⁾、熊本水俣病訴訟の原告側主張やスモン病訴訟における複数の判決でも認められたが、中でも重要な契機とされるのが1995年に締結された西淀川公害訴訟の和解である（淡路2002：29）。

環境再生論において地域が重視されるもう一つの契機として、ストックへの視点がある。すなわち、1990年代以降の環境政策においては、「場」の現況を抜きにしたフローに対するものに偏り、ストックとして現存する環境が十分に認識されていないという批判である。

「日本社会が1990年代に至るまでに経験し、それがストックとしての環境問題あるいは環境負荷となっている公害地域、悪化した生活環境、アメニティを喪失した都市環境、破壊された自然環境という広範にわたる環境の『場』が対象とはされておらず、その意味で、個別・分断的な施策にしかなっていない」（淡路監修2006：8）

関連して、公害病患者の生活の質（QOL）を向上させるためには、医療などの制度的対応のみならず、患者の生活を身近な地域で見守り支える「福祉コミュニティ」の形成が必要だという指摘がある（除本・尾崎・磯野2006：49）。移動が困難な場合が多い被害者救済のためにも地域の重要性は大きいというのである。これは、先述した神通川流域の事例にも通じる。

被害者救済のための福祉コミュニティという主張は当然ながら、地域を単一的なものとして強調することへの批判を含んでいる。環境に関する現行法は、緊急避難的な原状回復に主眼を置いたため、本格的な環境再生については今日まで持ち越されてきていると同時に、再生主体を行政にゆだねているために、被害者や地域住民が置き去りにされているからである（磯野2006：263）。したがって、「地域が再生の場であり、地域の自主性が重要であることは言うまでもないが、……被害者救済という文脈の中では、自治体を媒介としない、被害

者と国との関係もまた重要である。」(磯野2006:272)

この指摘は、被害に関する地域の不均質性を確認し、地域の重要性について限定を与えるものである。西淀川訴訟和解からの経緯を見ても、ストックや福祉コミュニティへの視点から考えても、環境再生は、健康被害救済を出発点とし、それを支えるものとしてのアメニティ改善を求めている。だが、その舞台となる地域を設定すると、焦点が被害からずれる恐れがあるということだと考えられる。

(2) オルタナティブの基盤と活動の単位

地域の範囲を無前提に設定し、それを単純に重要視することはできないという主張は、以前から存在し、たとえば、地域開発に関する議論が混乱した一因として「地域」という用語の曖昧さが指摘される⁽¹⁴⁾。

「地域という言葉は、その内部に階級・階層的な差別を包含しているのであるが、『地域の発展』という場合に、階層差が隠蔽されてしまう危険が大きい。地域開発という言葉がムードづくりとして成功したのは一つには、この地域という言葉のもつ曖昧性によってであり、もう一つには、それがむしろ『一地域で行われる国家的政策』を意味するにもかかわらず、『地域を開発するための政策』としてうけとられたことによっているとってよいであろう。さらに近代社会においては、地域という概念は重層的な概念であり、自らの周囲に広狭さまざまな地域を設定することができる。そうした点でもこの言葉は曖昧なものだったわけである。」(福武編1965:262)

この指摘は、地域にたいする二つの期待とその関係を示している。地域開発は、それまでの産業化政策では発展の遅れた、したがって新たな開発方法なり目標なりを必要とする地域を中心にしてきた。他方、国や企業や他地域との関係の中で、各地域は自治体を中心とする一つの活動単位であり、現実的には、経済指標などの従来の原理にしたがって競争する主体ないし連合体でもある。

市町村より都道府県へというように、地域の規模が拡大するほど、前者より後者の色彩が強まる。産業の論理に従うのか、オルタナティブをめざすのか、背反する状況の中で、現実地域開発政策においては、地域の曖昧さが利用されてきたのである。

地域の範囲の曖昧さと普遍的な概念との関係は、地域に関する多くの議論にも共通する。1970年代に大きな潮流となった地域主義も、水俣病など具体的な地域の環境問題を背景に生まれてきたが、他方でそれを支えたのは各地の住民運動やそれに共感する研究者であり、したがって、単なる地域分権の主張や地域文化の称揚ではなく、「人間と自然との共生の原理」（玉野井1990:144）等の、より根源的な主張を含んでいる。

「文明とは何かが問い直され、専門化した研究はもとよりのこと、学際的研究そのものまでが問い直されている。『地域主義』はこのような背景を抜きにして語ることはできないように思われる。それは、アメリカやフランスにおいて、地域での日常生活に根ざした変革を目指すオルタナティブ運動やエコロジー運動など、新たな質をもった世界の潮流とも無関係とはいえないのである。」（同書：73）

地域主義がオルタナティブ運動に通じる理由は、上述の地域開発と同じで、産業優先の世界的な流れによって問題や格差の生じた地域が変革を生み出す始点として重視されるのである。ただ、やはりその範囲は曖昧であり、地域の取り方によって主張が変わってくる可能性もある。にもかかわらずオルタナティブを求める主張が世界的に共有可能だと考えられるのはなぜか、問い直す必要があるだろう。

（3） 地域の失敗の可能性

地域の範囲を抽象的なところまで広げてみると、オルタナティブを求める主張がどのように共有され得るのかという問いは、リスク社会論等における、

市民的連帯の可能性に関する議論につなげて考えることができる。それについて、ルーマンの「不知のエコロジー」を論じた三上剛史氏は、多元的国家論を典型とする多元主義的な社会観を楽観主義と批判し、リスク社会における多元主義の終焉を論じる⁽¹⁵⁾。ベックやギデンズのユートピア的现实主義は、産業社会の多元主義的社会観の変種に過ぎないというのである（三上2003：183-184）。

「(ベックたちのスタンスは) 一方で多様な個々人の主体的取り組みを強調しつつ、他方ではさまざまな志向性に対応した多様で可変的な諸価値の併存を承認し、それらが共存しながら広い意味での進歩を可能にするという弛緩した多元主義である。多元主義を支えていた共有価値を、もはや存在してはいないが、しかしユートピア的に先取りすることが可能な虚焦点として設定する楽観主義であり、リスク社会への転換を指摘しつつも、実際には産業社会の大きな枠組みから踏み出してはいないといえよう。」(同書：186)

近代的な意味での個人とは、自己の観察を観察しうる者のことであるが(ルーマン2003：10)、「不知のエコロジー」においては、「観察者はひとつのことだけはなんとしても避けなければならない。それはすなわち、自分自身および世界を見ようと欲することである。観察者は不透明性を尊重できねばならない」(同書：165)と述べられる。知識や警告が現時点で不確実であることはもちろん、将来にわたってもエコロジカルな知識や合意が完全に形成されることは不可能だという認識が軽視された時、それは楽観主義と評されることになる。

とは言え、この批判は、リスク回避への動きや警告が不要だと説くのではない。三上氏も、社会内エコロジーと不知のエコロジーを所轄する機関としてのリスク回避システムの必要性を述べる。それは、「NPOの失敗」を招く危険を持ちつつも、今のところはこれ以外の新しい動きがまだ芽生えていないので、これらの非営利セクター等が代表するものと論じられるのである。

ここから地域社会に関する議論に戻れば、地域主義等の主張は、非営利セク

ターとしてリスク回避への警鐘を鳴らす地域の役割を評価しているのだと考えられる。これを明示した主張として、寺田良一氏などによる「地域環境主義」をあげることができる。「地球的地域主義」ないし「地域環境主義」は、資源等に関する各地域の自給性追求が地球環境問題の解決にもつながるという普遍性を認識した地域レベルの環境活動を指すものであり（寺田2001：247）、それは、今日の環境運動を特徴づける性格とされる（同書：253）。ここでの議論はNPOのような環境運動を前提としており、その中で主張の普遍性と活動の実践性を相互に強化する視点として地域が位置づけられているのである。

NPOに既存の組織では網羅できなかった人々や領域を代表する役割を期待するとすれば、NPOの成果の大きさは、同時にNPOによっても網羅しきれない人々や領域が存在する可能性を示唆する。NPOの活動や合意に過度の期待をかけることはできない。地域社会では、これと同様である上に、その内部で格差や放置が起きる可能性もある。多元社会に関する楽観主義にも単なる伝統主義にも陥りやすいという意味で、「地域の失敗」は「NPOの失敗」より起こりやすい。

したがって、寺田氏が述べるように、地域は普遍性を保証する場ではなく、より普遍化が困難な具体的状況の中で普遍化をめざす試みの場ということになる。平地のない山村での食糧自給は日本全土での食糧自給より難しく、また、山村の自給システムをそのまま漁村に持ち込むことはできない。にもかかわらず、その試みには、普遍的な意味があり得る。それは、地球全体に求められる試みでもあるからである。

「維持可能な発展という新しい目標は、新しい政治経済システムを樹立して、ある日突然できるのではない。……都市や農村を総合的計画的に発展させ、住民福祉を向上させようとする地域開発は新しいシステムをもとめる実験をおこなっているといつてよい。それは地域の経験だが、一国の経済にとっても実験的ないみをもっている。」（宮本2007：309）

5 むすび——地域社会における被害の意味

公害経験を伝え、活かす意味とは何か、というのが、本稿の最初の課題であった。環境を大事にしなければならないという認識だけがその答えであれば、具体的な経験の内容を伝える必要はないことになるが、それだけではないだろう。そこで、公害の歴史の上に行われている現在の活動の事例として、神通川流域と北九州市を取り上げた。それぞれの活動にとって公害経験が持つ意味を中心に論じたため、北九州市のエコタウン事業の注目に値する特徴に十分触れる余裕はなかったが、公害克服をなし得たという技術と自信が現在の環境産業の源泉にあることは事実としても、エコタウン事業は、地域や住民のかかわりを考えると具体的な問題としての公害問題とは必ずしも連続しておらず、むしろ、産業開発の延長線上に位置づけやすく、それを媒介する自治体の役割が大きいことを確認した。

これは、神通川流域の発生源対策の事例と対比できる。神岡鉱業の環境対策の成果は大きいですが、それを実現するにはイ対協・被団協や関係者の長い苦労があった。個々の環境対策としては神通川流域での経験は普遍性を持っているが、全体として、これと同じことがどこでもできるかどうかは、企業の立場のみならず、住民の立場から考えても判断しがたい。この対策のためにイ対協・被団協関係者が行っている努力は大きい。それは、イ病被害の記憶が薄れていく中でこの活動をどう維持するか、という問いにもつながる。

それについて前節では、環境再生の議論から出発する形で、公害経験における地域と普遍性との関係に言及した。地域社会は、地縁的連帯の基盤と前提されることもあるが、格差・差別の舞台でもあり、同時に、産業開発等で後発の位置に置かれるほど「地域」が重視されるというジレンマも抱える。不用意に普遍的な存在としての地域を強調することは、地域間と地域内の両方の格差を

拡大する恐れがある。

にもかかわらず、地域を重視する主張が次々と現れるのは、現実に行進している各地域の活動への期待もさることながら、地域格差が無視できないほど大きく、さまざまな問題にとって地域という要因を抜きにして考えることが難しいからであった。イ病にしろ、水俣病にしろ、公害ぜんそくにしろ、どこでも起きる問題ではなく、歴史的な要因の中で発生している。環境問題に限らず、高齢化、財政、医療、交通、教育等、地方に特有の問題は多く、深刻化しているし、それぞれに地域事情が存在する。

地域の範囲や定義をめぐる曖昧さは、このジレンマを拡幅する場合がある。地域開発の歴史は、地域固有の問題に画一の国家的政策をもたらすことになった。それは、地域が普遍的な単位であるかのようにとらえられることにかかわる。どの社会にも多様な未来像があり得ることについて、時に、すべての地域や個人が対等の位置に立っているかのように語られることがあるが、それが事実でないことは歴史が示すとおりである。多くの後発途上国は、たとえ豊富な資源に恵まれていても、厳しい貧困状態から抜け出せず、むしろ資源ゆえに経済発展が停滞し、汚職や紛争が激化する「資源の呪い」が指摘される（石曾根2008：88、他）。だが、それについて、独立国でありながら政治的腐敗が生じるのはその国の責任だとは言えないであろう。植民地時代から続く悪条件が、現在も未来をも拘束しているのである。それは、公害病被害者にも通じるし、また、被害地域にもあてはまる。被害をもたらした条件や、たとえば地域対立など被害後の打撃は、地域の未来像を変える。にもかかわらず未来は平等だと考えることは、逆に格差を助長することにつながる⁽¹⁶⁾。

同じように、地域の中によいものだけを探す姿勢は、世間の一般的な価値観で地域を見ることになりがちである。したがって、公害経験の普遍化とは、その経験から後世や世界に伝えるべき重要な点を見つけ出すことではない。いかに被害の全体を認識し伝えていくかという過程こそ、普遍化と呼ぶべきである

う。それは、健康被害救済にかかわる環境再生と同様、簡単ではない。その試みを地域に委ねてよいという理由はないが、関係者の熱意と努力に頼っているのが実情だろう。今後、社会全体としてそれを支え、さらに、社会全体として公害経験の意味を確認することが必要ではないか。

注

- (1) 島崎稔氏たちによる安中調査報告は、日立市の事例と並べられる形で『近代鉱工業と地域社会の展開』（日本文科学会編、1955年、東京大学出版会）に収められている。
- (2) たとえば、『公害と地域社会：生活と住民運動の社会学』（松原治郎編、1971年、日本経済新聞社）などをあげることができる。ここでは詳述できないが、ラブキャナル事件に代表されるアメリカの草の根環境運動でも、住民の団結が重視される。
- (3) 環境に関する議論が保守、リベラル、ラディカルの三様の主張になり得ることは、ハムフェリーとバトルが詳しく論じている（ハムフェリー他1991）。これは政治体制に関するものだが、たとえば、国家としては自由主義市場化をめざしつつ、特定の地方自治体がその特産物の販路拡大のために公社を設立するなど、地域という視点を加えることで、可能な主張の幅が広がることになる。
- (4) 被団協の代表には、イ対協会長の小松義久氏が就き、日常的な業務はイ対協と同じ事務局が行っている。
- (5) 神通川流域における住民運動の継続を語るにあたっては、弁護士・科学者の継続を見逃すわけにはいかない。近藤忠孝団長をはじめ、訴訟以来かわり続けている弁護士も少なくないが、富山中央法律事務所では、所属するすべての弁護士がイ病にはかわるという方針を続けており、現在の立ち入り調査や、イ病認定をめぐる行政不服審査などは訴訟後に入所した弁護士が中心である。近年入所した若い弁護士の方々も、住民運動関係者からのヒアリングによって記録を残すとともに、自ら勉強し、継続をはかっている。数ある環境問題関連の弁護士と比べてみても、イ病弁護士は、層の厚さと責任の継続において特筆すべきものがある。また、それを支えているのが住民運動の継続でもある。
- (6) 新保地区土壌汚染対策協議会会長の高見隆夫氏の話（2005年3月）による。
- (7) 2008年12月にはイ病提訴40周年の住民集会に渋谷隆雄神岡鉱業社長が出席し、講演した。また、中国などからの視察も活発化している（畑・田倉2008参照）。
- (8) 判決10周年に始まり2009年10月17日に28回目を迎えた「イタイイタイ病セミナー」は、イ病をめぐる医学研究の状況を地域住民に知らせるとともに、研究者や関係者の

地域社会における公害経験の意味と普遍化

- 間でも重要な情報交換や交流の場になっている。また、訴訟中の1969年8月8日に発刊された『鉱害裁判』を前身とする機関紙『イタイイタイ病』も2009年10月8日に100号を迎え、特集では運動継続にとっての意義を再確認する言葉が多く見られた。
- (9) 詳細を述べる余裕はないが、イ対協は全国公害被害者総行動に参加し続ける希有な存在でもある。
 - (10) たとえば安中公害訴訟では、富山と同様の住民立ち入り調査が和解条項に入れられたが、その協定内容には富山の住民運動から比べると後退した点があり、実質的にも形骸化した。
 - (11) 北九州市には、1980年に「財北九州国際技術協力協会」（当時の名称は、北九州国際研修協会）が設立されている。
 - (12) 「被害のピラミッド」は問題発生 の順序ともかかわる。たとえば、チッソの企業城下町であった水俣市は企業優先のために汚染の流出が長期にわたって黙認されたことが被害拡大の要因であった。
 - (13) 「包括請求論」とは、公害被害を被害者個人の身体的障害に限定せず、家庭・地域・職場へと及ぶ実体的な広がりの中で把握しようとし、そのような被害の回復のために必要とされるすべての費用を損害賠償の対象にしようとする考え方である（淡路2002:25）。
 - (14) この議論は近年にも続く。たとえば遠藤宏一氏は、都道府県・市町村という現行の制度の再編ではなく、また、狭域化と広域化のどちらかを強調するのではなく、それらを現実的に統一して「重層的な開発主体のシステム」を構想することが必要として、新たな都市－農村交流と、そこでの自主的な「水平的」財政調整を論じている（遠藤1999:209-237）。都市－農村間の地域格差が新たなネットワークや自主的な関係によって是正される必要があるという主張は、本論で後述する地域のNPO的位置づけにも通じるだろう。
 - (15) 「不知のエコロジー」は、馬場靖雄氏の訳では「非知のエコロジー」と訳されている。それは、社会と自然環境との次のような関係にかかわるものと考えられる。
「全体社会は、エコロジー問題を真剣に受け取る場合でも、あるいはむしろその場合にこそ、本質形式のうちに、必然性と不可能性のうちに、種と類のうちに、身を落ち着けるわけにはいかない。事をうまく運んでいこうとするのであれば、自身を変化させせることになる。むしろ変化させねばならないのである。」（ルーマン2003:118-119）
 - (16) 宇井純氏が、被害者と加害者を等分に見て客観的に被害をはかろうとする第三者は加害者の側に立たざるを得ないと述べたのと同じ意味で、過去を清算して未来を語ろうという主張は加害者側に立つものとなる。

参考文献

- 石曾根通子 2008 「銅のそばに暮らす人々」(佐藤仁編著『人々の資源論』明石書店 pp.86-105)
- 淡路剛久 2002 「公害裁判から環境再生へ」(永井進ほか編『環境再生』有斐閣 pp.23-38)
- 淡路剛久監修 2006 『地域再生の環境学』東京大学出版会
- 遠藤宏一 1999 『現代地域政策論』大月書店
- エステバ, G. 1996 「開発」(W. ザックス編『脱「開発」の時代』晶文社 pp.17-41)
- 福武直編 1965 『地域開発の構想と現実Ⅲ』東京大学出版会
- 土方透 2002 「リスク処理社会」(土方ほか編『リスク』新泉社 pp.163-185)
- 畑明郎, 田倉直彦編 2008 『アジアの土壤汚染』世界思想社
- ハムフェリー, C. R., バトル, F. H. 1991 『環境・エネルギー・社会』ミネルヴァ書房
- 飯島伸子 1984 [1993] 『改訂版 環境問題と被害者運動』学文社
- 飯島伸子, 渡辺伸一, 藤川賢 2007 『公害被害放置の社会学』東信堂
- 磯野弥生 2006 「環境再生のための主体形成と法」(磯野ほか編『地域と環境政策』勁草書房 pp.253-284)
- 北九州市 1998 『北九州市公害対策史』北九州市
- 北九州市公害対策局 1981 『公害行政の歩み』北九州市公害対策局
- ルーマン, N. 2003 『近代の観察』法政大学出版局
- 三上剛史 2003 「リスク社会の共生空間」(今田高俊編著『産業化と環境共生』ミネルヴァ書房 pp.164-192)
- 宮本憲一 2007 『環境経済学(新版)』岩波書店
- 中村剛治郎, 佐無田光 2006 「環境再生と地域経済の再生」(淡路監修 2006 pp.163-204)
- 中西準子 2004 『環境リスク学』日本評論社
- 荻野昌弘編 2002 『文化遺産の社会学』新曜社
- ザックス, W. 2003 『地球文明の未来学』新評論
- 佐無田光 2002 「地域産業政策と環境再生」(永井ほか編, 前掲書 pp.175-200)
- 四方洋 1991 『煙を星にかえた街—北九州市の挑戦』講談社
- 末吉興一 2002 『北九州エコタウン—ゼロエミッションへの挑戦』海象社
- 末吉興一 2008 「市民の勇気ある一歩が奇跡を起こした」(北九州市環境首都研究会編『環境首都—北九州市』日刊工業新聞社 pp.1-16)
- 玉野井芳郎 1990 『玉野井芳郎著作集3 地域主義からの出発』学陽書房
- 寺田良一 2001 「地球環境意識と環境運動—地域環境主義と地球環境主義」(飯島伸子編

地域社会における公害経験の意味と普遍化

『講座環境社会学 5 卷』有斐閣 pp.233-258)

除本理史, 尾崎寛直, 磯崎弥生 2006 「公害からの回復とコミュニティの再生」(淡路監修 2006 pp.31-62)

吉岡金市 1961 『神通川水系鉱害研究報告書－農業鉱害と人間鉱害(イタイイタイ病)』

渡辺伸一他 2004 『イタイイタイ病およびカドミウム中毒の被害と社会的影響に関わる環境社会学的研究』文部科学省科研費研究成果報告書(課題番号11410051)

脇田健一 2007 「平泉の世界遺産登録と地域社会の対応」(『アジア遊学』No.102:pp.134-141)

付記

本稿は、平成21年度科学研究費補助金(課題番号21530559)および同分担研究(研究代表者 寺田良一 明治大学文学部教授, 課題番号19330115)にもとづく研究成果の一部である。